平成二十一年十一月 定例島根県議会議案 (条例)

目 次

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1
県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する 条例	1
特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例	4
島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改 正する条例	5
島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改 正する条例	5
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	5
島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例	6
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正 する条例	6
島根県立農業大学校条例及び貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	9
島根県立ふるさとの森条例の一部を改正する条例	10
島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	10
島根県附属機関設置条例及びふるさと島根の景観づくり条例の一部を改正する条例	11

平成21年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第150号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第151号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第152号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告を受けて、職員等に対して支給する給料及び諸手当に ついて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由 である。

2 条例の概要

(1) 給料表の改正

職員、任期付研究員、任期付職員、県立学校の教育職員及び市町村立 学校の教職員の給料表を人事委員会の勧告どおり改正すること。

(2) 自宅に係る住居手当の廃止

自らの所有に係る住宅に居住する職員、県立学校の教育職員及び市町 村立学校の教職員に対する住居手当を廃止すること。

(3) 期末手当の支給割合の改正

ア 平成21年度

⑦ 職員、任期付研究員、任期付職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員(以下「職員等」という。)で(イ)及び(ウ)以外のもの

区分	支給月	改正前	改正後
職員等(管理又は監督の地	12月	100分の150	100分の135
位にある職員等を除く。)	14 月	100 7) (7)	100 7) 07 133
管理又は監督の地位にある			
職員等(特定管理職員を除	12月	100 分の 150	100分の125
<.)			
特定管理職員	12月	100 分の 130	100分の105

(イ) 再任用職員、再任用教育職員及び再任用教職員

区分	支給月	改正前	改正後
職員等(管理又は監督の地	10日	100/_00	100/_70
位にある職員等を除く。)	12月	100 分の 80	100 分の 70
管理又は監督の地位にある			
職員等(特定管理職員を除	12月	100 分の 80	100 分の 65
<.)			
特定管理職員	12月	100分の70	100 分の 55

り 任期付研究員及び特定任期付職員

区分	支給月	改正前	改正後
第1号任期付研究員及び特 定任期付職員	12月	100分の170	100分の145
第2号任期付研究員	12月	100 分の 170	100分の150

イ 平成22年度以降

⑦(小及び炒以外の職員等

区分	支給月	改正前	改正後
職員等(管理又は監督の地	6月	100分の130	100分の115
位にある職員等を除く。)	12月	100 分の 135	100分の140
管理又は監督の地位にある	6月	100分の130	100分の115
職員等(特定管理職員を除	19日	100分の125	100分の140
<.)	12月	100707125	100707140
特定管理職員	6月	100分の110	100 分の 95
	12月	100分の105	100分の120

(イ) 再任用職員、再任用教育職員及び再任用教職員

区分	支給月	改正前	改正後
職員等(管理又は監督の地	6月	100 分の 70	100分の60
位にある職員等を除く。)	12月	100 分の 70	100 分の 75
管理又は監督の地位にある	6月	100 分の 70	100分の60
職員等(特定管理職員を除			
<.)	12月	100 分の 65	100 分の 75
特定管理職員	6月	100分の60	100分の50

12月	100分の55	100分の65
14/7	100 7] 07 00	T0071000

り 任期付研究員及び特定任期付職員

区分	支給月	改正前	改正後
第1号任期付研究員及び特	6月	100 分の 150	100 分の 135
定任期付職員	12月	100分の145	100分の160
第2号任期付研究員	6月	100分の150	100分の135
	12 月	100分の150	100 分の 160

(4) 勤勉手当の支給割合の改正

ア 平成21年度

⑦(小以外の職員等

区分	支給月	改正前	改正後
職員等(特定管理職員を除 く。)	12月	100分の72.5	100分の62.5
特定管理職員	12月	100分の92.5	100分の82.5

(イ) 再任用職員、再任用教育職員及び再任用教職員

区分	支給月	改正前	改正後
職員等(特定管理職員を除 く。)	12月	100分の40	100分の35
特定管理職員	12月	100 分の 50	100 分の 45

イ 平成22年度以降

再任用職員、再任用教育職員及び再任用教職員以外の職員等

区分	支給月	改正前	改正後
職員等(特定管理職員を除	6月	100分の72.5	100分の67.5
<.)	12月	100分の62.5	100分の67.5
特定管理職員	6月	100分の92.5	100分の87.5
	12月	100分の82.5	100分の87.5

(5) 次に掲げる条例の一部改正

- ア 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- イ 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- ウ 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- エ 職員の給与の特例に関する条例
- (6) その他規定の整理
- 3 施行期日

平成21年12月1日から施行する。ただし、2の(3)のイ及び(4)のイについては、平成22年4月1日から施行する。

第153号議案

特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

1 提案理由

第150号議案から第152号議案までによる職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、特別職の職員等の期末手当の支給割合等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 2 条例の概要
 - (1) 特別職の職員及び議会の議員の期末手当の支給割合の改正

ア 平成21年度

支給月	改正前	改 正 後
12月	100 分の 170	100 分の 145

イ 平成22年度以降

支給月	改正前	改正後
6 月	100分の150	100 分の 140
12月	100 分の 145	100分の155

- (2) 議会の議員の期末手当に係る規定を特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例から削り、議会の議員の議員報酬及び費用弁償支給条例に加えること。
- (3) 次に掲げる条例の一部改正
 - ア 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例
 - イ 島根県病院事業管理者の給与等に関する条例
 - ウ 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
- 3 施行期日

平成21年12月1日から施行する。ただし、2の(1)のイについては、平成22年4月1日から施行する。

第154号議案

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告の趣旨を踏まえ、病院局職員の手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 2 条例の概要
 - 自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当を廃止すること。
- 3 施行期日 平成21年12月1日から施行する。

第155号議案

島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告の趣旨を踏まえ、企業局職員の手当について所要の改 正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当を廃止すること。

3 施行期日

平成21年12月1日から施行する。

第156号議案

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の対象となる非常勤の職員に、非常勤の船員で労働者災害補償保険法の適用を受けないものを加えること。

3 施行期日

平成22年1月1日から施行する。

第157号議案

島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県民税の均等割の税率の特例として課する水と緑の森づくり税の適用期間を5年間延長するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 2 条例の概要
 - (1) 水と緑の森づくり税の適用期間の延長
 - ア 個人の県民税の均等割の税率の特例

改正前	改正後
平成21年度分まで	平成26年度分まで

イ 法人の県民税の均等割の税率の特例

改 正 前	改 正 後
平成22年3月31日までの間に開	平成27年3月31日までの間に開
始する事業年度分まで	始する事業年度分まで

- (2) その他規定の整備
- 3 施行期日

平成22年4月1日から施行する。

第158号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

市町村への権限移譲計画に基づき権限移譲を行うため、所要の改正を行

う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 2 条例の概要
 - (1) 特定非営利活動法人に関する事務のうち、次の事務を東出雲町及び西ノ島町に権限移譲すること。
 - ア 特定非営利活動促進法に基づく事務
 - ⑦ 設立の認証、認証の申請に係る公告及び関係書類の縦覧並びに不 認証の通知
 - (イ) 登記の完了の届出の受理
 - り 仮理事及び特別代理人の選任
 - エ 不正行為等の報告の受理
 - は 役員の氏名等の変更の届出の受理
 - (カ) 定款の変更の認証及び軽微な事項に係る定款の変更の届出の受理
 - (井) 事業報告書等の受理及び閲覧の実施
 - (ク) 解散の認定及び解散の届出の受理
 - 分 清算人の氏名及び住所の届出並びに清算結了の届出の受理
 - □ 残余財産の国又は地方公共団体への譲渡の認証
 - (サ) 裁判所に対する意見の陳述及び調査
 - シ 合併の認証
 - (ス) 法令違反等の疑いがある場合における報告の徴収、立入検査及び 改善の命令
 - (ゼ) 設立の認証の取消し及び認証の取消しに係る聴聞審理を非公開とする理由を記載した書面の交付
 - ツ 警察本部長の意見の聴取
 - イ 租税特別措置法施行令に基づく事務 特定非営利活動法人に法令違反等の疑いがあると認められる相当の 理由がない旨の証明書の交付
 - (2) 母子及び寡婦福祉法に基づく事務のうち、次の事務を江津市、雲南市、飯南町及び美郷町に権限移譲すること。
 - ア 母子・寡婦福祉資金(母子福祉団体に対するものを除く。イからキまでにおいて同じ。)の貸付け及び継続貸付けに係る申請の受理
 - イ 母子・寡婦福祉資金の償還の免除に係る申請の受理
 - ウ 母子・寡婦福祉資金の繰上償還に係る申出の受理
 - エ 母子・寡婦福祉資金の据置期間の延長に係る申請の受理
 - オ 母子・寡婦福祉資金に係る違約金の徴収の特例に係る申請の受理

- カ 母子・寡婦福祉資金の償還金の支払猶予に係る申請の受理
- キ その他母子及び寡婦福祉法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの
- ③ 水道法に基づく事務のうち、次の事務を奥出雲町に権限移譲すること。
 - ア 簡易専用水道の設置者に対する清掃その他の必要な措置をとるべき 旨の指示
 - イ 簡易専用水道の設置者に対する給水停止の命令
 - ウ 簡易専用水道の設置者からの報告の徴収又は立入検査
- (4) 農地法に基づく事務のうち、次のアの事務にあっては松江市、出雲市及び雲南市に、次のイ、工及び力の事務(農地等の面積が2ヘクタールを超えないものに限る。)にあっては美郷町に、次のウ、オ及びキの事務にあっては松江市、出雲市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町(農地等の面積が2ヘクタールを超えるものにあっては松江市及び出雲市に限る。)に権限移譲すること。
 - ア 農業生産法人以外の者に係る住所のある市町村の区域外にある農地等の賃借権等の権利の設定の許可及びその取消し
 - イ 農地の転用の許可
 - ウ 国又は都道府県が農地の転用を行う場合の当該国又は都道府県との 協議
 - エ 農地等の転用のための権利の設定又は移転の許可
 - オ 国又は都道府県が農地等の転用のための権利の設定又は移転を行う 場合の当該国又は都道府県との協議
 - カ 違反転用に対する監督処分
 - キ 違反転用に対する原状回復等の措置及び費用の徴収
- (5) 都市計画法に基づく事務のうち、次の事務を出雲市に権限移譲すること。
 - ア 開発行為の許可、変更の許可等
 - イ 開発行為に関する工事の完了検査等
 - ウ 開発区域内の土地における建築物の建築又は特定工作物の建設の承 認
 - エ 開発行為に関する工事の廃止の届出の受理
 - オ 開発区域内の土地の建築物の建ペい率等の指定及び建築の許可
 - カ 開発区域内又は開発区域以外の区域内における建築物の新築等の許

可

- キ 開発許可に基づく地位の承継の承認
- ク 開発登録簿の調製、保管、登録、付記、修正、閲覧、写しの交付等
- ケ 開発行為に関する報告若しくは資料の提出の要求又は勧告若しくは 助言
- コ 開発行為等の規制に違反した者等に対する命令、必要な措置の執行 等
- サ 開発行為又は建築に関する証明書等の交付
- (6) 租税特別措置法に基づく事務のうち、優良宅地の造成の認定を出雲市 に権限移譲すること。
- (7) 引用する条項の整理
- (8) その他規定の整理
- 3 施行期日

平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、2 の(7)及び(8)については公布の日から、2 の(4) (美郷町に係る部分を除く。)については農地法等の一部を改正する法律附則第 1 条の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第159号議案

島根県立農業大学校条例及び貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改 正する条例

1 提案理由

農業を取り巻く環境の変化に対応し、農業を担う人材を確保するため、 所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由であ る。

- 2 条例の概要
 - (1) 島根県立農業大学校条例の一部改正 島根県立農業大学校の設置目的を農業を担う優れた人材の養成等に改 めること。
 - (2) 貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部改正
 - ア 島根県立農業大学校奨学金の貸付けの目的を農業を担う人材等の確保及び充実に改めること。
 - イ 島根県立農業大学校奨学金の返還債務の免除の条件である農業への

従事に、雇用される者として農業に従事する場合を含めること。

3 施行期日

平成22年4月1日から施行する。

第160号議案

島根県立ふるさとの森条例の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県立ふるさとの森の施設のうち、県民の森の一部を飯南町に譲渡するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 2 条例の概要
 - (1) 知事の使用の許可を必要とする施設から、県民の森の研修館及びオートキャンプサイトを除くこと。
 - (2) その他規定の整理
- 3 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

第161号議案

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例の一部を改 正する条例

1 提案理由

島根県立三瓶自然館の附属施設のうち、ふれあいの里奥出雲公園を廃止し、北の原野営場を大田市に譲渡するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 2 条例の概要
 - (1) 島根県立三瓶自然館の附属施設からふれあいの里奥出雲公園及び北の原野営場を除くこと。
 - (2) その他規定の整理
- 3 施行期日

平成22年4月1日から施行する。

第162号議案

島根県附属機関設置条例及びふるさと島根の景観づくり条例の一部を改正する 条例

1 提案理由

島根県屋外広告物審議会を島根県景観審議会に統合するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 2 条例の概要
 - (1) 島根県附属機関設置条例の一部改正 附属機関を定めた別表から島根県屋外広告物審議会を削ること。
 - (2) ふるさと島根の景観づくり条例の一部改正 島根県景観審議会の権限に、次に掲げる事項を加えること。
 - ア 屋外広告物に関する事項について調査審議するものとすること。
 - イ 屋外広告物に関する事項について知事に意見を述べることができる こと。
- 3 施行期日

平成22年2月1日から施行する。